



第 二 期

帯広市アイヌ施策推進計画



帯 広 市

はじめに

アイヌの人たちは、先史時代から独自の言語と文化を持ち、豊かな自然の恵みを受けて、自然と共生しながら生活を営んでいた先住民族です。

帯広・十勝の歴史は、こうしたアイヌの人たちが暮らしていた大地に開拓の鋤を入れ、今日の礎を築いてきました。

近年、アイヌの人たちを取り巻く状況は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択をはじめ、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の衆参両院本会議での可決、さらには「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」がまとめられるなど、国内外において関心が高まっております。

本市は、アイヌの人たちに関する施策を総合的に推進するため、全国の自治体に先駆けて平成7年12月に「帯広市ウタリ総合福祉推進計画」などを策定し、アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上を図るための施策を推進してきました。

このほど策定いたしました「第二期帯広市アイヌ施策推進計画」は、これまでの計画の理念を引き継ぎ、「アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会づくり」の実現を目指すものであります。

施策の推進の基本方向として、「アイヌ民族についての理解促進」、「文化の振興」、「教育の振興」、「生活の安定と生活環境の充実」の4つを掲げており、今後は本計画に基づきまして、関係機関や市民のご協力のもと、総合的なアイヌ施策をすすめてまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご意見・ご協力をいただきました帯広市健康生活支援審議会委員の皆様や北海道アイヌ協会帯広支部をはじめとする関係団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

帯広市長 砂川敏文

目 次

第 1	計画の基本的事項	1
1.	計画の経緯	1
2.	計画策定の目的	2
3.	計画の期間	2
第 2	計画の位置付け	2
第 3	計画の目標と基本方向	2
1.	計画の目標	2
2.	計画の基本方向	2
第 4	施策の推進	3
	基本方向Ⅰ アイヌ民族についての理解促進	3
	基本方向Ⅱ 文化の振興	4
	基本方向Ⅲ 教育の振興	5
	基本方向Ⅳ 生活の安定と生活環境の充実	6
第 5	施策の体系	7
第 6	計画の推進	8
1.	施策の展開	8
2.	計画の進捗管理	8
資料編		
1	審議会等	9
2	第二期帯広市アイヌ施策推進計画策定経過	10
3	意見交換の概要	10
4	用語解説	11

第1 計画の基本的事項

1. 計画の経緯

<はじめに>

アイヌ民族は北海道などに古くから住み、固有の言語・文化・生活習慣などをもち、自然と共生した生活をおくってきた先住民族であり、我が国における少数民族です。

これまで、帯広市はアイヌの人たちの施策を総合的にすすめてきました。さらに、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会づくりのためには、アイヌの人たちの主体的な取り組みをはじめ、国や北海道、関係団体などとの連携により、アイヌ施策を推進していくことが必要です。

<国等の動向>

国においては、平成9年7月に「アイヌ文化振興法」が施行され、これまでアイヌ文化の振興等をはかるために様々な取り組みがすすめられてきました。

平成19年9月には、国際連合総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、更に平成20年6月に衆参両院の本会議で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が可決されています。

同年8月には、政府が内閣官房長官の私的諮問機関として「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、平成21年7月に報告書がまとめられています。

一方、北海道においては、今後の基本方向と推進施策を示した「第二次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(平成21年度～平成27年度)」を策定し、施策を推進しています。

<帯広市の取り組み>

帯広市においては、アイヌの人たちに関する施策を総合的に推進するために、平成7年12月に全国の市町村に先駆けて「帯広市ウタリ総合福祉推進計画(平成8年度～平成16年度)」を策定しました。

平成17年2月には、計画の一部に修正を加え、計画期間を延長して、「帯広市アイヌ施策推進計画(平成17年度～平成21年度)」と名称を変更し、アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上を図るために施策を総合的にすすめてきたところです。

これまでの計画では、「アイヌ民族についての理解促進」として、生涯学習施設などでのアイヌ民族に関する歴史や文化に関する展示、アイヌ文化展、各種講習会などの開催を通して市民の理解促進をすすめました。

「文化の振興」については、文化の保存のための支援やアイヌ民族文化情報センター「リウカ」を開設し、情報の収集・発信に取り組みました。

また、「教育の振興」については、教育相談員を配置し、教育相談・支援の充実をはかり、アイヌ子弟の高等教育進学への奨励につとめました。

次に「生活の自立と生活環境の充実」については、生活相談員を配置し、相談・支援の充実をはかり、生活の安定や生活環境などの改善につとめました。

2. 計画策定の目的

これまで帯広市が実施してきた計画の取り組みの成果と近年の社会状況を踏まえ、先住民族であるアイヌ民族の誇りが尊重される社会づくりを、国・北海道・関係団体との連携のもと、総合的、効果的に施策を推進することを目的に「第二期帯広市アイヌ施策推進計画」を策定するものです。

3. 計画の期間

計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とします。ただし、国及び北海道の関連する計画などとの整合性をはかるために、必要な見直しをおこないます。

第2 計画の位置付け

この計画は第六期帯広市総合計画の分野計画として、アイヌ民族に関する総合的な施策を推進する計画です。

第3 計画の目標と基本方向

計画の達成のために、計画の目標と基本方向を次のとおり定めます。

1. 計画の目標

アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会づくりを目標とします。

2. 計画の基本方向

- I アイヌ民族についての理解促進
- II 文化の振興
- III 教育の振興
- IV 生活の安定と生活環境の充実

第4 施策の推進

計画の目標を実現するためには、アイヌ民族の歴史や伝統などの理解促進と、今日まで絶えることなく伝承されてきたアイヌ文化の振興、さらには、次代を担うアイヌ子弟の教育の振興やアイヌの人たちの生活の安定と生活環境の充実をはかることが重要であることから、4つの基本方向を中心に施策を推進します。

基本方向Ⅰ アイヌ民族についての理解促進

現状と課題

北海道が平成18年に実施した「北海道アイヌ生活実態調査」によると、本市のアイヌ民族（※）は142世帯、352人となっています。

アイヌの人たちに対する偏見や差別は減少しておりますが、地域全体がアイヌ民族に対して正しい理解と知識を有することができるよう、アイヌ民族の歴史などに対する理解促進をはかる必要があります。

※アイヌの血を受け継いでいると思われる方、また婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方

施策の目標

アイヌ民族の歴史、伝統などについての市民への普及と啓発をはかります。また、アイヌ民族についての理解を深めるために、アイヌの人たちの地域活動を促進します。

主な施策

（1）啓発活動の推進

- ① アイヌ民族の歴史や文化の普及をすすめるため、公共施設などを利用した市民啓発をはかります。
- ② 広報紙をはじめとして、多様な啓発活動をすすめます。

（2）地域活動の促進

- ① アイヌの人たちの活動を促進するため、活動拠点である帯広市生活館の充実につとめます。

（3）関係団体への支援

- ① 社団法人北海道アイヌ協会帯広支部などの活動を支援します。
- ② 他地域のアイヌの人たちなどとの交流活動を促進します。

(4) 教育などの充実

- ① 教育関係者などに向けてのアイヌ民族に関する研修をすすめます。
- ② 副読本「おびひろ」のアイヌ民族に関する記述の充実をはかります。
- ③ アイヌ民族に関する教育の普及をすすめるため、アイヌ文化活動アドバイザーなどの積極的な活用をはかります。

基本方向Ⅱ 文化の振興

現状と課題

「北海道アイヌ生活実態調査」では、「アイヌ文化振興法制定後の変化」に関する設問で、「アイヌ文化に関する活動が盛んになった」とする人が39%と最も多く、活動を推進するためには「活動費の確保」が必要と考える割合が高くなっています。

アイヌ民族の独自の文化として、言語や音楽・舞踊・工芸（刺繍、木彫、織物等）・祭事などがあり、また、自然とのかかわりあいが深いという特色をもっており、歴史的に貴重なものです。

アイヌの人たちによって伝承されているアイヌ古式舞踊は、昭和59年1月に国の重要無形民俗文化財に指定されており、平成21年9月にはユネスコ（国連教育科学文化機関）の選定する無形文化遺産に登録され、世界に誇る伝統文化となっています。

これまで、アイヌ民族は自然や環境を大切にして、独自の文化を築いてきましたが、民族の伝統や文化を受け継いできた人たちの高齢化が進み、その継承が難しくなってきており、帯広・十勝におけるアイヌ文化を後世に正しく伝えるため、その保存・伝承につとめる必要があります。

施策の目標

アイヌ文化の振興のために、アイヌ文化に対する市民の関心を高めるとともに、文化の保存と伝承、調査研究をすすめます。

主な施策

(1) 知識の普及と啓発

- ① アイヌ民族の歴史や文化についての知識を深めるため、体験教室などの充実につとめます。
- ② アイヌ民族文化情報センター「リウカ」の活用や関係機関との連携により、アイヌ民族の歴史や文化の情報提供や啓発活動につとめます。

(2) 文化の保存と伝承

- ① 帯広市指定文化財（昭和57年1月に指定）である「帯広カムイトウウポゴ保存会」の活動を支援します。
- ② アイヌ語や刺繍、食文化などのアイヌ民族固有の文化や技術の伝承・活用につとめます。
- ③ 十勝におけるアイヌ文化の拠点づくり（「伝統的生活空間（イオル）の再生」事業）を促進します。

(3) 調査研究の推進

- ① 帯広・十勝のアイヌ民族の生活・文化に関する資料の収集及び保存など調査研究と情報発信につとめます。

基本方向Ⅲ 教育の振興

現状と課題

「北海道アイヌ生活実態調査」では、義務教育終了後に進学した人は94%となっており、また、大学・短大の進学率は着実に上昇してきていますが、アイヌの人たちが居住する市町村の大学進学率39%に対して、17%と依然として低い状況にあります。

アイヌ民族の社会的、経済的地位の向上には、進学の奨励をはかり、アイヌ子弟の教育水準を高める必要があります。

施策の目標

アイヌ子弟の教育の奨励をはかり、人材の育成をすすめます。

主な施策

(1) 教育の支援の推進

- ① アイヌ教育相談員の配置を継続し、教育支援の充実をはかります。

(2) 進学機会の充実

- ① 高等学校、専修学校、大学などへの進学・修学の助成制度の活用を働きかけます。

基本方向Ⅳ 生活の安定と生活環境の充実

現状と課題

「北海道アイヌ生活実態調査」では、アイヌの人たちのうち、生活保護を受けている人の割合は、アイヌの人たちが居住する市町村の平均の約1.6倍となっています。また、臨時雇用の増加などにより、生活面に不安を抱えている世帯が多い状況にあることから、生活の安定や就労の促進をはかることが必要となっています。

住宅の状況については、住宅新築等資金貸付制度の活用等により、以前に比べ持家世帯が増えていますが、今後も引き続き制度の活用をはかっていく必要があります。

施策の目標

生活の安定と就労を促進するため、相談、支援体制の充実をはかります。また、安定した住みよい環境づくりのため、住宅整備の促進をすすめます。

主な施策

(1) 生活の安定

- ① アイヌ生活相談員の配置を継続し、相談・支援の充実をはかります。
- ② アイヌの人たちへの各種福祉資金貸付制度の活用を促進します。

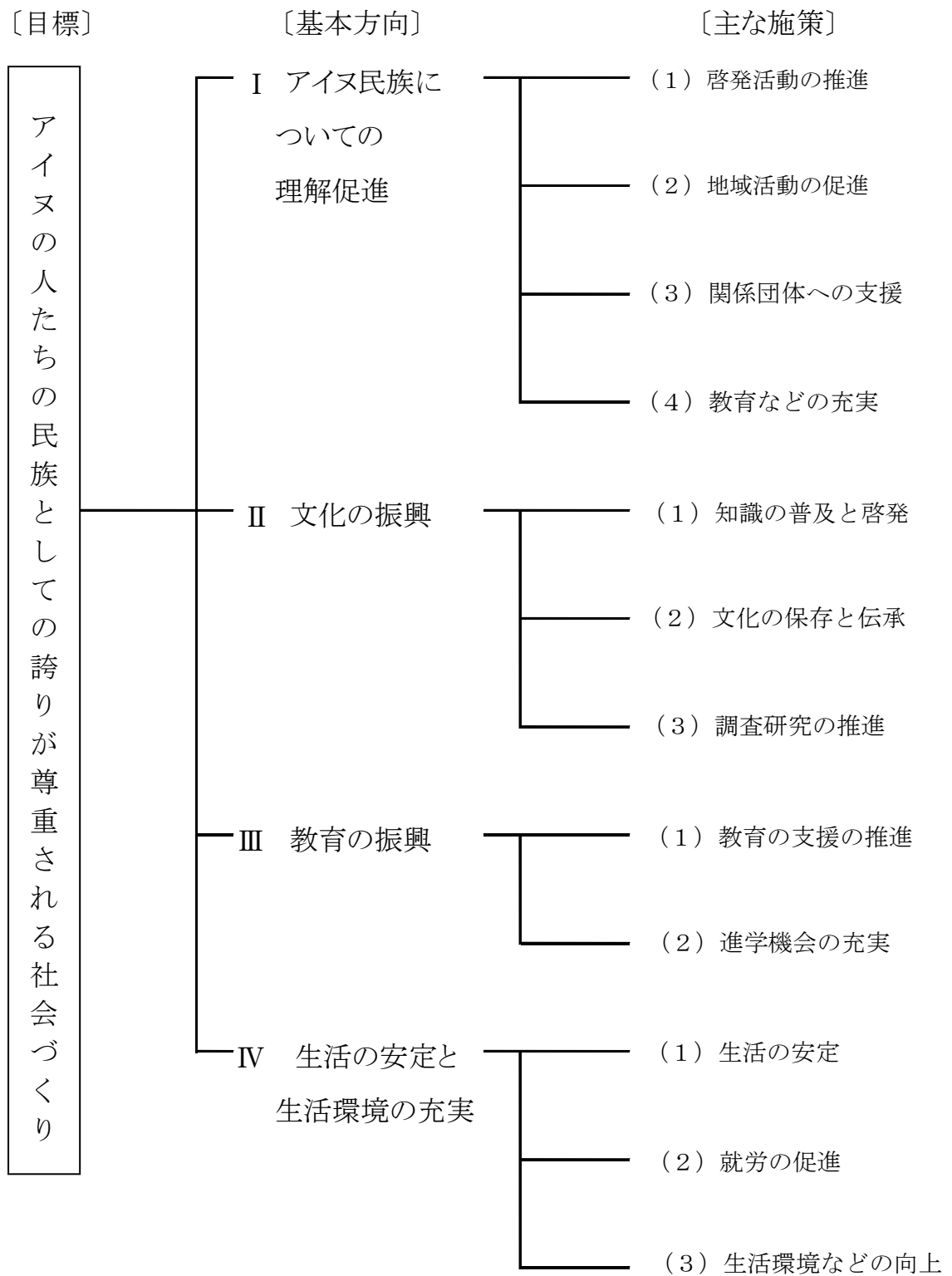
(2) 就労の促進

- ① 公共職業安定所をはじめ、各関係機関との連携をはかり、アイヌ子弟の就労促進に取り組みます。

(3) 生活環境などの向上

- ① 住宅新築等資金貸付制度を活用し、アイヌの人たちの持家を促進します。
- ② 浴室未設置市営住宅の解消につとめます。

第5 施策の体系



第6 計画の推進

1. 施策の展開

この計画の推進にあたっては、第六期帯広市総合計画をはじめ、関連施策との整合性をはかり、広く市民の理解を得ながら、社団法人北海道アイヌ協会帯広支部などと連携して、総合的かつ効果的な施策の展開につとめていきます。

また、国、北海道の政策などを注視し、社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、弾力的な運用についても十分配慮していきます。

2. 計画の進捗管理

計画を推進するにあたり、帯広市アイヌ対策連絡会議を定期的を開催し、進捗管理につとめます。

資料編

1 審議会等

(1) 審議会・意見提出手続

事項	調査等	審議会	意見交換	パブリックコメント
実施時期		平成21年11月～ 平成22年2月	平成21年11月～ 平成21年12月	平成22年1月～ 平成22年2月
名称等		帯広市健康生活支援 審議会	帯広市アイヌ対策連 絡会議	第二期帯広市アイヌ 施策推進計画パブリ ックコメント
内容等		第二期帯広市アイヌ 施策推進計画原案に ついての審議	アイヌ施策に対する 意見交換等	第二期帯広市アイヌ 施策推進計画原案に 対する意見を募集
実施回数		3回	2回	1回
対象者等		委員構成：23名	対象者：アイヌ関係団 体	意見提出件数：1件 対象者：市民等

(2) 帯広市健康生活支援審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	団体名等
1	◎堀 修司	社団法人帯広市医師会
2	佐和 弘基	社団法人帯広市医師会
3	真井 康博	社団法人帯広市医師会
4	鹿野 泰邦	社団法人帯広市医師会
5	佐藤 幸宏	社団法人帯広市医師会
6	坂井 敏夫	社団法人帯広市医師会
7	有田 修造	社団法人十勝歯科医師会
8	梅安 秀樹	社団法人十勝歯科医師会
9	渡邊 秀教	社団法人北海道薬剤師会十勝支部
10	若林 宣龍	社会福祉法人帯広市社会福祉協議会
11	松崎 拓郎	帯広ボランティア連絡協議会
12	畑中 三岐子	帯広市手をつなぐ育成会
13	坂本 廣子	社団法人帯広身体障害者福祉協会
14	鈴木 捷三	帯広市町内会連合会
15	村上 勝彦	学識（特別養護老人ホーム施設長）
16	前田 弘文	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部
17	樋渡 喜久雄	帯広市社会福祉施設連絡協議会
18	安達 愛子	帯広市老人クラブ連合会
19	佐藤 多佳子	公募
20	中川 滯子	公募
21	久保 陽一	公募
22	本吉 裕子	公募
23	箕浦 義則	公募

◎委員長

(3) 意見交換団体

社団法人北海道アイヌ協会帯広支部
帯広カムイトウウポポ保存会
とかちエテケカンパの会

2 第二期帯広市アイヌ施策推進計画策定経過

年月日	内容
平成21年10月30日	帯広市アイヌ施策推進計画庁内策定委員会設置
平成21年11月5日	第1回帯広市アイヌ施策推進計画庁内策定委員会
平成21年11月13日	第1回帯広市アイヌ対策連絡会議 ・アイヌ関係団体との意見交換
平成21年11月18日	第2回帯広市健康生活支援審議会 ・第二期帯広市アイヌ施策推進計画（骨子案）について
平成21年11月25日	厚生委員会 ・第二期帯広市アイヌ施策推進計画（骨子案）説明
平成21年12月2日	第1回帯広市アイヌ施策推進計画庁内策定委員会幹事会
平成21年12月16日	第2回帯広市アイヌ対策連絡会議 ・アイヌ関係団体との意見交換
平成21年12月21日	第2回帯広市アイヌ施策推進計画庁内策定委員会 ・第二期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）について
平成22年1月6日	第3回帯広市健康生活支援審議会 ・第二期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）について
平成22年1月12日	厚生委員会 ・第二期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）説明
平成22年1月15日～ 平成22年2月15日	第二期帯広市アイヌ施策推進計画パブリックコメント
平成22年2月16日	第2回帯広市アイヌ施策推進計画庁内策定委員会幹事会 第3回帯広市アイヌ施策推進計画庁内策定委員会 ・第二期帯広市アイヌ施策推進計画（案）について
平成22年2月19日	厚生委員会 ・第二期帯広市アイヌ施策推進計画（案）説明
平成22年2月24日	第4回帯広市健康生活支援審議会 ・第二期帯広市アイヌ施策推進計画（案）について

3 意見交換の概要

- ・国際先住民デー記念事業などで、アイヌ文化のPRをもっと行う必要がある。
地域にアイヌ文化が広がればいい。
- ・アイヌ文化の伝承のために生活館を充実してほしい。
- ・アイヌの日を設けていただきたい。
- ・百年記念館のリウカの事業を一層推進してほしい。
- ・子どもたちの教育がきちっと受けられる環境をつくってほしい。
- ・雇用確保の施策が必要である。

4 用語解説

アイヌ

アイヌ語で人間を意味する。

アイヌ文化振興法

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現と我が国の多様な文化の発展に寄与するため、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及・啓発をはかるための施策の推進について定めた法律。正式名称は「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」。

アイヌ民族文化情報センター

帯広市のアイヌ文化の振興や普及・啓発を行うため帯広百年記念館に開設した施設。アイヌ民族の伝統的な文化や歴史について学ぶことができる。「リウカ」（アイヌ語で橋を意味する）と呼ぶ。帯広百年記念館 帯広市緑ヶ丘2番地

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

平成20年に国会で採択された決議。政府に対し、アイヌの人々を独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むことを求めている。

ウタリ

アイヌ語で同胞、仲間を意味する。

帯広カムイトウウポポ保存会

アイヌ民族の古式舞踊（こしきぶよう）や儀式などの伝承保存活動をおこなう団体。

生活館

アイヌの人たちの文化や生活についてのさまざまな活動をおこなう施設で、アイヌ語教室や刺しゅう教室などの文化活動、生活・教育などの相談事業がおこなわれている。帯広市生活館 帯広市柏林台東町2丁目2番地

先住民族の権利に関する国際連合宣言

平成19年に国連総会で採択された宣言。政治・経済・文化など広範な分野にわたる権利に加えて、自決権や民族として生存し自由で平和に安全に生活する集団的権利を含む。

伝統的生活空間（イオル）の再生

森林や水辺等において、アイヌ文化の保存・継承・発展に必要な樹木、草本等の自然素材が確保でき、その素材を使って、アイヌ文化の伝承活動等が行われるような空間を形成するもの。

第二期帯広市アイヌ施策推進計画

(平成22年度～平成31年度)

発行 平成 22 年 3月

編集 帯広市保健福祉部社会課

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

電話 0155-65-4146

FAX 0155-23-0154